

蒲 郡 市 住 居 表 示 整 備 実 施 基 準

(街 区 方 式 に よ る 基 準)

1. 町 の 名 称 の 定 め 方

- (1) 町名はなるべく簡単なものとし、歴史上いわれのあるもの、親しみやすいもの、語調のよいもの等を選択し採用すること。
- (2) 町名をあらたにつける場合には簡明を旨とし、漢字を用いる時は、出来るだけ当用漢字を用いることが望ましい。
- (3) 市の区域内を通じて同一町名又は類似町名が生じないようにすること。
- (4) 丁目の呼称はまぎらわしくなるから出来るだけ用いないこと。ただしやむを得ない場合には3〜4丁目程度にとどめ、表示は××町○丁目としないで××○丁目とすること。又丁目の起点は街区符号、住居番号の起点の基準と同一のものにすること。

2. 町 割 り の 方 式

- (1) 町割りには街かく式によるものとする。ただし、やむを得ない場合には結合式を併用する。

3. 町 の 境 界

- (1) 町の境界は公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等その他恒久的な施設又は著名な地物をもつてこれにあてるものとする。この場合の境界線は公道、河川、鉄道等の側線をとるものとする。
- イ 東西に連なる公道、河川、鉄道又は軌道等により区分する場合には南側の側線をもつて境界線とする。
- ロ 南北に連なる公道、河川、鉄道又は軌道等により区分す

る場合には東側の側線をもつて境界線とする。

ハ その他必要のある場合には市長が定めるものとする。

4. 町 の 形 状 お よ び 規 模

- (1) 町の形状はその境界が複雑に入りくんだり、とび地が生じたりしないよう簡明な境界線をもつて区画し、一団をもつて形成するように留意すること。
- (2) 町の規模は市の性格、形態および当該市街地の用途地域並びにその地域の面積、世帯数、人口、家屋密度等将来の状況も勘案し、街区数のことも考慮して定めるものとする。

5. 街 区 割 り

- (1) 街区は公道、私道(恒久性の強いものにかぎる)、河川、水路、鉄道又は軌道の路線等その他恒久的な施設又は著名な地物によつて画すること。
- (2) 街区の規模は、境界に用いることの出来る道路、河川、鉄道等の疎密の状況および当該区域の面積、家屋密度並びに人口の所在数等将来の状況も考慮して定めるものとする。

6. 街 区 符 号 の つ け 方

- (1) 街区符号には、数字を用いるものとする。
- (2) 街区符号は国鉄蒲郡駅を中心に、そこに最も近い街区を起点として右廻り千鳥蛇行式又は左廻り千鳥蛇行式により順序よく付定するものとする。
- (3) 各街区ごとに、町名街区表示板を設置し利便に供すること。ただし、様式および設置場所については別記ノによるものとする。

7. 住 居 番 号 の つ け 方

- (1) 住居番号は住居表示台帳として作成する図面に基づいて付定するものとする。
- (2) 住居表示台帳として作成する図面上、各街区の境界線をあらかじめ一定の間隔（以下基礎間隔と言う）に区切り、住居番号の基礎となる番号（以下基礎番号と言う）を付定する。
- (3) 基礎間隔は、ノ５メートルとし、各辺清算方式を採用する。
- (4) 街区境界の一辺に基礎間隔（ノ５m）の半数未満の端数が生じたときは、直前間隔に加えるものとする。
- (5) 基礎番号は国鉄蒲郡駅を中心に、そこに最も近い街区の角を起点として、右廻りに各基礎間隔につき順次付定する。
ただし不合理な場合には左廻りに付定することもできる。
- (6) 街区の角が曲線の場合には中心に近い適当な位置に起点を定めること。
- (7) 一つの基礎間隔内に入口を有する建物については、その基礎番号をそのまま住居番号とする。
- (8) 当該建物が街区の境界線に直接面していない場合には、その通路が街区の境界線上に有する基礎番号をもつて当該建物の住居番号とする。
- (9) 家屋の入口又は通路の中心に基礎番号の分岐点がある場合は、若い数字の基礎番号をもつて当該建物の住居番号とする。
- (10) 建物に主要な入口が二個以上あるときは、市長の認定する一個の入口が面し又は通じている街区の境界線上の基礎番号をもつて当該建物の住居番号とする。
- (11) 街区の全部を一つの建物が占めている場合においても、他の街区と同様に取扱うものとする。
- (12) 住居番号をつける必要のある建物については別記２による

ものとする。

- (13) 住居表示板の様式並びに設置場所については別記３による

ものとする。

- (14) 新しい住居の表示方法は次の例によるものとする。

愛知県蒲郡市 ○○町 ○ 番 ○ 号
町 名 街区番号 住居番号

（略する場合） // ○○町 ○ ー ○

- (15) 住居表示台帳は、 $\frac{1}{500}$ 図面により住居番号を必要とする建物等の位置およびその出入口又は通路を表示して作成し保管すること。

この場合において別に作成する新旧対照案内図を添付するものとする。

- (16) 新旧対照表および新旧対照案内図は適宜の方法により作成するものとする。

8. 団地における住居表示の特例

- (1) 地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域に集団的に住宅を建設し、又は建設しようとしている地域（団地）に於ける住居表示の方法については必要に応じて別に定めるものとする。

9. 中高層建物の住居表示の特例

- (1) 建物から道路への主要な出入口の面する基礎番号と、各戸に一定の順序でつけた番号とを合わせて住居番号とする。

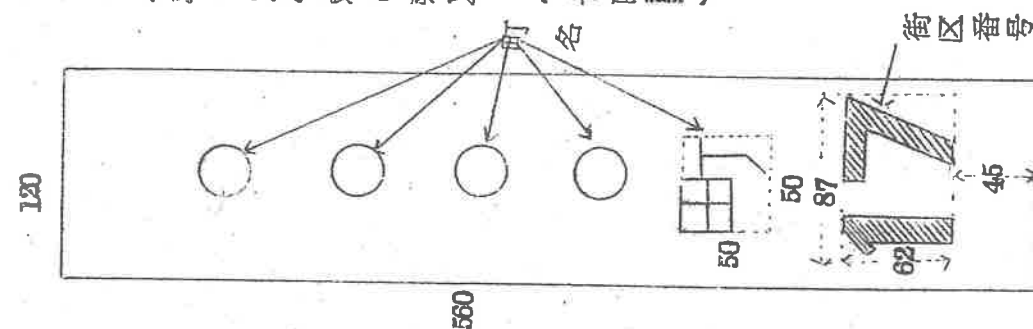
(2) 表示方法

基礎番号 各戸の番号
愛知県蒲郡市 ○○町 ○ 番 ○ ー ○ 号
町 名 街区番号 住居番号

10. この基準に定めるものゝほか必要な事項は自治省の基準を参考にして市長が定めるものとする。

別記1 町名街区表示板の様式および設置場所について

イ 町名街区表示板の様式 (単位mm)



(1) 町名街区表示板に用いる文字の文体は「角ゴシック体」を用いる。又町名の表記位置、大きさは文字数により各々指定するものとする。町名にはふりがなをつける。

(2) 街区符号はアラビア数字を用い、書体は「ユニバースメディウム」を用いる。

1234567890

(3) 表示板は二色をもつて構成し、文字および数字は白色とし、地色の色彩は次のうちから適当なものを一つ選定するものとする。

慣用色名表示

マンセル表示

灰色	N4.0
灰味赤	5R 5/2
暗い茶	10R 4/5
黄茶	10YR 5.5/4.5
暗い黄緑	5GY 5/5.5
にぶ緑	10G 5/5.5
暗い青	2.5PB 2.5/7
うす青紫	7.5PB 6/8

(4) 表示板は容易に腐朽又は褪色しない材質によること。

ロ 町名街区表示板の設置場所

(1) 町名街区表示板は歩行者、車馬又は軌道車から見やすいところにこれと対面して設置すること。

(2) 町名街区表示板の設置場所は各街区の角で当該場所にある建物、その他の工作物又は標柱を建てることにより設置すること。

ただし、表示板の下端は地上から約1.6メートルになるように設置すること。又表示板の周辺1メートル以内に他の表示板がないように留意すること。

(3) 町名街区表示板は原則として各街区の4つ角にとりつけるものとする。

別記2 住居番号を必要とする建物およびその他の工作物について

(1) 住居番号を必要とする建物およびその他の工作物は、およそ次の表に示すもののうち独立しているもの又は独立した入口を有するものであること。

専用住宅用建物	事務所・銀行用建物
併用住宅用建物	工場用建物
農家住宅用建物	倉庫用建物
アパート・ホテル・簡易旅館用建物	車庫用建物
旅館・料亭用建物	各種学校用建物
待合用建物	集会場用建物
店舗・百貨店用建物	官公署用建物
劇場・映画館用建物	宗教用建物
浴場・病院用建物	公共の用に供する建物
キャバレー・ダンスホール用建物	その他市長が必要と認めるもの

(2) 住居番号が必要としない建物およびその他の工作物

(1) 一時的に建設する飯場、現場事務所等

(2) 牛舎、けい舎、豚舎等家畜の用に供するもの

(3) 主たる建物の附属建物とみなされるもの

(4) その他市長が必要と認めないもの

別記 3 住居表示板の設置場所および様式について

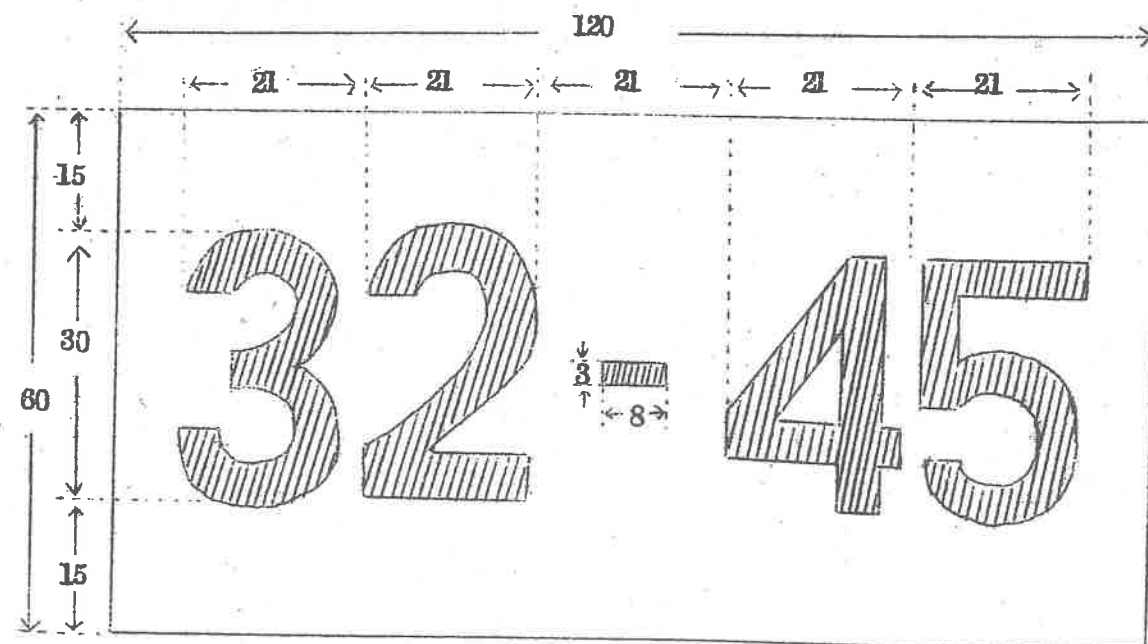
イ 住居表示板の設置場所

(1) 住居表示板は歩行者から見やすいところに、これと対面して設置しなければならない。

(2) 普通の住宅形式のものにあつては門柱又は玄関の約1.6メートルの高さで、各家屋ごとにつけるものとする。

(3) 大きな建物については市長の認定に基づいて、適当な大きさの住居表示板を適当な位置にとりつけることが出来る。

ロ 住居表示板の様式



単位 ミリメートル

(1) 左部分には街区符号を表示するものとし、右部分には住居番号を表示するものとする。

(2) 街区符号または住居番号が二けたの場合には中心に近い位置に表示するものとする。

(3) 斜線の部分は白色とし、斜線以外の部分は右に掲げるもののうちいづれか一色とする。

(4) 数字の書体はユニバースメデイウム(町名街区表示板と同じ)を用いる。

(5) 表示板は容易に腐朽又は褪色しない材質によること。

慣用色表示(マンセル表示)

灰色 (N4.0)

灰味赤 (5R 5/2)

暗い茶 (10R 4/5)

黄茶 (10YR 5.5/4.5)

暗い黄緑 (5GY 5/5.5)

にぶ緑 (10G 5/5.5)

暗い青 (2.5PB 2.5/7)

うす青紫 (7.5PB 6/8)